

## 東北支社 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成29年11月15日(水) 東北支社4階会議室	
委員	風間 基樹(東北大学大学院教授) 内田 貴和(公認会計士・税理士) 大江 修(東北経済連合会 専務理事) ※欠席 齊藤 幸治(弁護士) 富田 真(東北学院大学教授) 久田 真(東北大学大学院教授)	
審議対象期間	平成29年4月1日～平成29年7月31日	
抽出案件	総件数【6件】	備考
○工事	【4件】	
・一般競争	1件	常磐自動車道 鳥の海工事
・条件付一般競争	1件	山形自動車道 笹谷トンネル漏水対策工事
・拡大型指名競争	1件	東北自動車道 郡山管内遮音壁設置工事
・随意契約	1件	山形自動車道 風明山トンネル西坑口地すべり対策工事
○調査等	【1件】	常磐自動車道 亙理地区家屋事前調査
○物品等	【1件】	東北支社管内料金収受金警備輸送等業務
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p><b><u>【入札監視統一事務局における審査実施状況報告】</u></b></p> <p>① 低入札価格調査の結果、2者が失格になったとのことですが、具体的な失格理由を教えてください。</p> <p>② 今回の状況報告の中で、全社的な傾向と東北支社の傾向で違いはありますか。</p> <p>③ あまり地域差はない、ということですね。</p>	<p>① 2者とも低入札調査資料の不備による失格です。</p> <p>② 本年度契約案件に関し、入札監視委員会の開催時期の関係上、関東支社と東北支社の分析は行っておりますが、北海道支社と新潟支社は現在分析中です。関東支社との比較では、特段変わったところはなく、東北支社と同じような傾向となっています。</p> <p>③ はい。</p>
<p><b><u>【工事入札契約状況報告】</u></b></p> <p>・意見等なし</p>	
<p><b><u>【特定工種に関する横断的分析報告】</u></b></p> <p>・意見等なし</p>	
<p><b><u>【競争参加資格停止等運用状況一覧表報告】</u></b></p> <p>・該当なし</p>	
<p><b><u>【資格取消等状況報告】</u></b></p> <p>・該当なし</p>	
<p><b><u>【一次苦情及び一次説明処理状況報告】</u></b></p> <p>・該当なし</p>	
<p><b><u>【談合情報について】</u></b></p> <p>① 談合情報があるということは、複数の応札があるように思いますが、必ずしもそういう訳ではないのですね。</p> <p>② 談合情報の提供があった入札では、落札額は契約制限価格直近というのが一般的な傾向だと思いますが、今回のように低入札価格調査基準額以下での入札というのはよくあることですか。</p>	<p>① はい。</p> <p>② 今回のような事は少ないと思われます。</p>

意見・質問	回 答
<p>③ 調査の結果、談合の事実がないと判断した具体的理由を教えてください。</p>	<p>③ 契約締結権限を有する者(代表取締役)へのヒアリング実施結果及びその会社のコンプライアンス部署による調査実施結果報告内容に加え、入札時に提出された単価表の内容確認結果等を踏まえ、談合等不正行為を疑うに足る事実があったと認められないと判断しました。</p>
<p><b>【抽出事案の審議】</b></p>	
<p><u>「常磐自動車道 鳥の海工事」</u></p>	
<p>① 技術提案をせず標準案による施工という条件で入札に参加した者が1者いますが、当該入札者は技術評価点で大きなハンディを負うため、相当安い価格でないと落札の可能性はないと思います。入札辞退した会社もある中、この者は何故辞退をしなかったのか、なぜ無駄とも思われる入札を行ったのか、この事についてどんなことが考えられますか。</p> <p>② 本工事につき「材料価格の公表」を「有」とした理由についてご説明願います。</p>	<p>① 当該入札者は、本工事の入札者が自社のみである可能性があると考え、技術提案を行う労を省き、高値落札できることを期待したものと考えられます。</p> <p>② 不調・不落対策の一環です。本工事は、通常の工事とは違い、概略設計の段階で発注を行うことから不確定要素が多く、適正な材料価格の見積りに支障が生じる可能性があるため、予めNEXCOの材料価格を公表し、入札金額が適正となるようにしております。</p>
<p><u>「山形自動車道 笹谷トンネル漏水対策工事」</u></p>	
<p>① 点導水工や水抜きボーリング工の箇所数を現地状況により増減する必要が生じた場合、契約上どのように対応するのでしょうか。</p>	<p>① 本工事の契約方法は総価単価契約方式です。現地状況により単価表記載項目の数量の増減が生じた場合は、現地で数量精査のうえ、精査後の数量により精算します。</p>
<p><u>「東北自動車道 郡山管内遮音壁設置工事」</u></p>	
<p>① 指名者38者は、何れも本工事の施工能力を有すると考えられるにもかかわらず、36者が辞退しています。何故このように辞退が多いのでしょうか。</p> <p>② 本工事の応札者2者の入札価格について、落札者の入札額は契約制限価格の直近で、もう1者の入札額は契約制限価格を大幅に超えています。また、先程の「笹谷トンネル漏水対策工事」に</p>	<p>① 本工事は、施工箇所が点在しており、施工の効率性がよくないことから、辞退者が多かったものと思われます。</p> <p>② 本工事は入札前価格交渉方式を採用しております。同方式では、入札前に交渉対象項目にかかる見積書を提出して頂き、ヒアリングを行って見積金額の算出の考え方等を確認したうえで、妥</p>

意見・質問	回 答
<p>おいても、本工事と同じ傾向であるとともに、技術評価点の高い者が辞退し、技術評価点の低い者が落札しています。</p> <p>この状況を見ると、全体的な入札のあり方について検証する必要があると思われませんが、会社内で議論されておりますか。</p>	<p>当と認められる見積金額を参考に契約制限価格を設定しております。したがって、結果的に入札金額が契約制限価格の直近の入札者がいる一方で、契約制限価格を大幅に超える入札者がいたとしても、それはやむを得ないものと思われま</p> <p>なお、「笹谷トンネル漏水対策工事」の辞退については、会社の都合によるものであり、技術評価点と辞退の相関性はないものと考えております。</p>
<p>「山形自動車道 風明山トンネル 西坑口地すべり対策工事」</p>	
<p>① 相手方選定理由で、I期線の施工業者であるJV 2者のうち、H29・30競争参加資格審査の総合点数の高い者を選定したとの記載がありますが、1者ではなくその2者をJVで選定することはできなかったのですか。</p> <p>② 総合点数の高い者が辞退した場合は、もう1者へ意思確認を行うのですか。</p>	<p>① 本工事の発注規模は50億円未満のため、JV選定に該当しませんでした。</p> <p>② そのとおりです。</p>
<p>「常磐自動車道 亘理地区家屋事前調査」</p>	
<p>① 過去に高速道路の工事の影響で損傷を受けたということで、近隣住民から訴訟を受けたことはありますか。</p> <p>② 本入札は低入札価格調査対象ですが、調査ヒアリングで、低入札の理由について、相手方からどのような説明を受け、その結果、何を持って妥当と判断されたのですか。</p>	<p>① 最近は工事も少なくなっているのですが、そうした事例はありませんが、過去にはそのような事例が何件かあります。</p> <p>② 一般管理費の抑制・業務の効率化・経費の削減により利益は得られると判断したことなどの説明がありました。</p> <p>これらの説明と併せ、下請けには出さず直営で実施すること、これまでの履行実績等を踏まえ、失格基準に適合しないと判断しました。</p>
<p>「東北支社管内料金收受金警備輸送等業務」</p>	
<p>① このような業務を履行できる会社は限られると思いますが、どの位の会社がありますか。</p> <p>② このような業務はまれなものではないと思いますが、それにも係らず2者しか入札者がいません。過去においても応札者は少ないのですか。</p>	<p>① 宮城県警備業協会のホームページの現金・貴重品警備の部門で確認したところ、12者の登録がありました。その内、東北6県の警備業協会に加盟しているのは3者でした。</p> <p>② はい。なお、他支社の入札者も今回の2者のみとなっております。</p>

意見・質問	回 答
<p>③ この2者の入札金額が倍も違いますが、何故このようなことが起きるのでしょうか。</p> <p>④ 技術評価項目で、入札者に所属する1級検定合格警備員の人数、例えば、同警備員100名以上の場合に10点を付与することとしておりますが、実際に本業務に有資格者を配置しなければ意味がないものと思われま。よって、工事と同様、実際に警備輸送業務に従事する責任者に有資格者を配置することを求めることとした方が良くないのでしょうか。</p>	<p>③ 入札時に提出された単価表により大きな差が生じている単価が2項目あることを確認していますが、その理由については弊社として分かりかねるところです。</p> <p>④ 100名というのは、1県あたり約20ヶ所の料金所×東北6県で、これを8台位の車に二人ペアで回りますので、8台×2名×6県で約100人という数字になります。</p> <p>なお、警備業法上、貴重品運搬業務の実施にあたり、1級又は2級検定合格警備員が現金を運搬する車両ごとに1名以上配置する規定となっており、安全かつ確実な業務実施のため、より上級の1級検定合格警備員の所属人数について加算しております。</p>

<p>審議結果の報告</p>	<p>審議案件について、入札の事務手続きは全て適正と認められます。</p> <p>なお、以下の点について、今後の入札手続きにおいて注意又は検討等願います。</p> <p>① 談合の有無に関する継続的な注意確認。</p> <p>② 応札者の数を増やすための発注の工夫。</p> <p>③ 低入札工事に関する品質低下防止のための注意確認。</p> <p>④ 東日本大震災以降の不調・不落対策について、効果検証を行い、今後使用するもの、使用しないものの峻別を行うとともに、必要に応じて新たな対策を検討すること。</p>
----------------	--